

令和3年8月19日

問合せ先	健康福祉局保険年金課福祉医療係 電話：504-2158
------	--------------------------------

後期高齢者医療保険料の減免等

1 保険料の減免について

(1) 支援策の内容

災害が発生した日の属する月以降から以後1年間（12ヶ月）の保険料の全額を月割で減免します。

(2) 対象者（要件等）

この度の災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主に係る住宅、家財又はその他の財産（生計を維持するための主たる事業所等）につき災害を受けた損害金額の割合がその住宅、家財又はその他の財産の価格の20%以上の場合。（り災証明書で、全壊、半壊、床上浸水に該当する場合は。）

(3) 手続きの方法

申請に必要なもの

- ① 減免申請書
- ② り災証明書
- ③ 被保険者証

代理人により申請される場合は、委任状が必要です。また、運転免許証・被保険者証等により、代理の人の本人確認をさせていただきます。委任状の様式は、区福祉課にあります。詳しくは、区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

※ 減免申請書は、すべての区の福祉課で提出いただけます。

(4) 申請期限

災害発生後、申請可能な状態になれば速やかに行ってください。

2 保険料の徴収猶予について

災害により被った損害により、後期高齢者医療保険料を一時的に納付できないと認められる場合には、申請に基づき、その徴収を猶予することができる場合があります。詳しくは、区の福祉課高齢介護係にご相談ください。

3 問合せ先

中区福祉課高齢介護係	5 0 4 - 2 5 7 0
東区福祉課高齢介護係	5 6 8 - 7 7 3 0
南区福祉課高齢介護係	2 5 0 - 4 1 0 7
西区福祉課高齢介護係	2 9 4 - 6 2 1 8
安佐南区福祉課高齢介護係	8 3 1 - 4 9 4 1
安佐北区福祉課高齢介護係	8 1 9 - 0 5 8 5
安芸区福祉課高齢介護係	8 2 1 - 2 8 0 8
佐伯区福祉課高齢介護係	9 4 3 - 9 7 2 9